

竹林の管理に 困っていませんか

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっています。そのほかにも、住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪時の倒伏による道路通行への支障など、さまざまな環境問題が生じています。

市は住環境の向上のため、市民の皆さんが自主的に行う竹林の管



理に対して竹を駆除するための薬剤の提供と、注入用器具および竹粉碎機の貸し出しを行っています。

対象となる取り組み

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

☑◎薬剤の供与

竹1本あたり10ミリリットルの薬剤を供与します。原則として1,000本まで供与します。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。

竹の本数を数えるのが難しい場合は、一般的な竹林の平均密度(1㎡あたり2本)を元に、供与する薬剤を算定します。

◎作業、薬剤注入用器具の貸与

竹に穴を開ける充電式ドリルお

よび薬剤注入用器具を貸し出します(期間は14日以内)。

◎竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します(貸与期間は7日以内)。

竹粉碎機の燃料代や管理費など、利用にかかるすべての費用は、貸与を受けた人の負担です。料金については、☑農林課林政鳥獣対策係までお問い合わせください。

☑市HPから書式をダウンロードもしくは☑農林課林政鳥獣対策係で申請書・借用書を記入し、管理計画書・位置図・竹林の現況写真(2枚以上)を持参のうえ、窓口で申請してください。

☑問・☑申☑農林課林政鳥獣対策係
(☎内線2617・2618・2619)

市営すみれヶ丘 霊園の申込開始

6月1日(木)から、市営すみれヶ丘霊園の申込みが始まります。詳細は募集案内をご確認いただき、必要書類をそえて窓口にお越しください。

なお、事前に電話予約をしていただくと、スムーズにご案内できますので、ご協力をお願いしま



霊園入り口

す。

募集案内の配布場所

すみれヶ丘聖苑、困市民課市民相談係、☑住民福祉課市民係、☑環境政策課、光陽館、ゆうあい館、各地区公民館・生涯学習センター、市HP

☑期6月1日(木)～7月14日(金)

※困および☑の受付は、土曜・日曜が休業日、すみれヶ丘聖苑の受付は、友引の日が休業日です



納骨堂の礼拝ホール

受付期間	場 所	実施日時
6月1日(木)～16日(金)	困第1相談室、☑第2会議室	午前9時～正午 午後1時～午後4時
6月19日(月)～7月14日(金)	すみれヶ丘聖苑、困市民課市民相談係、☑住民福祉課市民係	午前8時30分～ 午後5時15分

※受付開始当初は混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください

☑区画墓地

下記すべてを満たしている人

- ①安中市に住所があり、(民法上の)親族の焼骨を有している人
- ②使用許可日から3年以内に墓石などを建立できる人

納骨堂および合葬墓

下記①・②のいずれかに該当する人

- ①安中市に住所があり、(民法上の)親族の焼骨を有している人(死亡者の住所は問いません)
- ②死亡時において、安中市に住所があった人の焼骨を有している人(申請者の住所や、親族かは問いません)

合葬墓(生前登録)

安中市に住所がある人

※「焼骨を有している」とは、手元に所持しているほか、ほかの墓などにすでに埋蔵してある状態も含まれます

※合葬墓のみ、自身が亡くなった後のために申込をする「生前登録」ができます

☑市民課すみれヶ丘聖苑
(☎027-382-2554)